

# 宮崎県市町村防災行政無線運営協議会規約

(名称)

第1条 この会は、宮崎県市町村防災行政無線運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、宮崎県防災行政無線市町村等端末局（以下「市町村局等」という。）の能率的な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は、別表に掲げる県、市町村及び消防本部（宮崎市及び都城市にあっては消防局）（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(事業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村局等についての、構成員相互の連絡調整に関する事。
- (2) 市町村局等無線設備の定期保守及び障害修理の計画及び実施に関する事。
- (3) 市町村局等の運営に必要な研修及び調査に関する事。
- (4) 非常通信訓練の実施に関する事。
- (5) その他必要な事業に関する事。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 12人（うち1人は常任理事とする。）
- (4) 会計監事 2人
- (5) 参与 2人

2 会長は、この協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。

5 常任理事は、理事会の常務を処理する。

6 会計監事は、業務の執行状況及び会計を監査する。

7 参与は、この協議会の運営に関する事項につき会長の諮問に応じ助言する。

(役員を選出等及び任期)

第6条 会長は、宮崎県総務部危機管理統括監をもって充てる。

2 副会長は、宮崎県総務部危機管理局消防保安課長並びに市長会会長及び町村会会長の副市町村長をもって充てる。

3 理事のうち1人は、宮崎県中部農林振興局長をもって充て、他の理事及び会計監事は、市長会、町村会又は消防長会の推薦する市町村又は消防本部の防災行政無線担当課長をもって充てる。

4 常任理事は、宮崎県総務部危機管理局消防保安課長をもって充てる。

5 参与は、市長会及び町村会事務局長をもって充てる。

6 理事及び会計監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会議)

第7条 この協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第8条 総会は、役員及び構成員をもって構成し、毎年1回定期に開催する。

2 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 規約の改正に関する事。
- (4) その他の協議会の運営に関する重要な事項。

4 総会の議長は、会長が当たるものとする。

5 総会は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。

(理事会)

第9条 理事会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

2 理事会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 総会に付議する事項。

(2) 総会から付託された事項。

(3) その他、この協議会の運営及び事業執行に関すること。

3 理事会の議長は、会長が当たるものとする。

4 理事会は、理事の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。

(事務局)

第10条 この協議会の事務を処理させるため、事務局を宮崎県総務部危機管理局消防保安課に置く。

2 事務局に、事務局長及び書記を置く。

3 事務局長は、宮崎県総務部危機管理局消防保安課長をもって充て会長が委嘱する。

4 書記は、宮崎県総務部危機管理局消防保安課の職員のうち若干名をもって充て会長が委嘱する。

5 事務局に、補助職員を置くことができるものとし、会長が任免する。

(経費)

第11条 この協議会の運営に要する経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 構成員の拠出する負担金

(2) その他の収入

(負担金)

第12条 負担金は、毎年総会で決定する。

(会計)

第13条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項については、理事会に諮り会長が決定する。

附 則

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年5月8日一部改正)

この規約は、昭和54年5月8日から施行する。

附 則 (昭和58年5月17日一部改正)

この規約は、昭和58年5月17日から施行する。

附 則 (昭和59年5月9日一部改正)

この規約は、昭和59年5月9日から施行する。

附 則 (平成9年7月10日一部改正)

この規約は、平成9年7月10日から施行する。

附 則 (平成10年5月7日一部改正)

この規約は、平成10年5月7日から施行する。

附 則 (平成16年5月12日一部改正)

この規約は、平成10年5月7日から施行する。

附 則 (平成16年5月12日一部改正)

この規約は、平成16年5月12日から施行する。

附 則 (平成18年5月17日一部改正)

この規約は、平成18年5月17日から施行する。

附 則 (平成19年4月24日一部改正)

この規約は、平成19年4月24日から施行する。

附 則 (平成20年4月23日一部改正)

この規約は、平成20年4月23日から施行する。

この規約は、平成20年4月23日から施行し、この規約による改正後の宮崎縣市町村防災行政無線運営協議会規約の規定は、平成20年4月1日から適用する。

この規約は、平成25年5月10日から施行する。

この規約は、平成25年5月10日から施行し、この規約による改正後の宮崎縣市町村防災行政無線運営協議会規約の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別 表

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会

構 成 員

宮 崎 県

|         |         |       |         |         |
|---------|---------|-------|---------|---------|
| 宮崎市     | 都 城 市   | 延 岡 市 | 日 南 市   | 小 林 市   |
| 日向市     | 串 間 市   | 西 都 市 | えびの市    | 三 股 市   |
| 高 原 町   | 国 富 町   | 綾 南 町 | 鍋 鍋 町   | 新 富 町   |
| 西 米 良 村 | 木 城 塚 村 | 川 南 村 | 農 農 町   | 門 川 町   |
| 美 郷 町   | 諸 塚 村   | 椎 葉 村 | 高 千 穂 町 | 日 之 影 町 |
| 五ヶ瀬町    |         |       |         |         |

|            |         |            |         |
|------------|---------|------------|---------|
| 宮崎市消防局     | 都城市消防局  | 延岡市消防本部    | 日南市消防本部 |
| 日向市消防本部    | 串間市消防本部 | 西都市消防本部    |         |
| 宮崎県東児湯消防組合 | 消防本部    | 西諸広域行政事務組合 | 消防本部    |

|       |       |      |     |      |
|-------|-------|------|-----|------|
| 事務局長  | 消防保安課 | 課 長  | 厚 山 | 善 光  |
| 書記    | "     | 課長補佐 | 川 野 | 圭 介  |
|       | "     | 主 幹  | 荒 川 | 博 文  |
|       | "     | 主 査  | 笠 島 | 宏 文  |
|       | "     | 主任技師 | 喜 多 | 福 一  |
|       | "     | 主任技師 | 山 下 | 弘 二郎 |
| 運営協議会 |       | 補助職員 | 松 野 | 真 由美 |

|     |        |                                |
|-----|--------|--------------------------------|
| 事務局 | 電 話    | 0 9 8 5 ( 2 6 ) 7 6 2 7        |
|     | 防災電話   | 2 1 3 6                        |
|     | 県庁内線   | 2 3 4 7                        |
|     | E-mail | musen-kyou@pref.miyazaki.lg.jp |

# 全国消防長会規約

昭和24年5月7日制定  
昭和25年4月26日改正 (い)  
昭和27年5月8日改正 (ろ)  
昭和28年5月13日改正 (は)  
昭和30年7月7日改正 (に)  
昭和32年5月29日改正 (ほ)  
昭和36年5月30日改正 (へ)  
昭和38年5月31日改正 (と)  
昭和39年5月27日改正 (ち)  
昭和40年7月8日改正 (り)  
昭和44年5月22日改正 (ぬ)  
昭和47年5月18日改正 (る)  
昭和52年5月19日改正 (を)  
昭和55年5月29日改正 (わ)  
平成13年5月31日改正 (か)  
平成14年7月24日改正 (よ)  
平成16年7月5日改正 (た)  
平成17年4月1日改正 (れ)  
平成18年6月14日改正 (そ)  
平成18年10月31日改正 (つ)  
平成25年6月27日改正 (ね)

## 第1章 総 則

第1条 本会は、全国消防長会と称する。(へ)(よ)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区麹町一丁目6番2号に置く。(り)(わ)(よ)(た)

## 第2章 事業の目的

第3条 本会は、全国消防長の融和協調を図り、消防の情報を交換して採長補短するとともに、消防制度及び技術の総合的研究を行い、もって日本消防の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(へ)(よ)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(よ)

- (1) 消防情報の交換に関する事。
- (2) 消防制度の改善に関する事。
- (3) 消防財政の確立に関する事。(ち)
- (4) 消防職員の教養及び処遇に関する事。(ち)(よ)
- (5) 消防機械及び技術の総合的研究に関する事。(ち)
- (6) 予防業務の推進に関する事。(ち)(よ)
- (7) 警防・救助技術の充実にに関する事。(よ)
- (8) 救急業務の推進に関する事。(よ)
- (9) 消防職員の研修の実施に関する事。(よ)
- (10) 消防職員並びに消防上特に功労のあった者及び協力した者に対する表彰弔慰に関する事。

(い)(ち)(よ)

- (11) その他本会の目的達成のため必要と認める事項に関する事。(ち)(よ)

### 第3章 組 織

第5条 本会の会員は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第12条第1項に規定する消防長とする。

(へ)(ち)(い)(そ)(ぬ)

第6条 本会に次の役員を置く。(よ)

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 9名(よ)
- (3) 理 事 会員数の5分の1以内の数(うち常任理事35名以内) (い)(ろ)(は)(に)(ぬ)(よ)(つ)
- (4) 監 事 若干名

第7条 会長は、常任理事会で推薦した会員を総会において選任する。(ち)(よ)

2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。(よ)

第8条 副会長は、常任理事会で推薦した会員を総会に諮り、会長が委嘱する。(ち)(よ)

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。(に)(か)(よ)

第9条 理事は、各支部で推薦した会員を総会に諮り、会長が委嘱する。(い)(ろ)(ち)(よ)

2 理事は、役員会に出席して重要会務を議決し、諸事案の対策推進にあたる。(い)(ろ)(に)(よ)

第10条 常任理事は、会長、副会長、支部長、事業推進委員長、事務総長及び事務局次長並びに各支部で推薦した理事をもってあてる。(ろ)(は)(に)(ち)(ぬ)(か)(よ)

2 常任理事は、常任理事会に出席して緊急事案を議決し、会務を推進処理する。(に)(よ)

第11条 監事は、各支部で推薦した会員を総会に諮り、会長が委嘱する。(ち)(よ)

2 監事は、会計を監査するほか、役員会に参画し、諸事案の対策推進にあたる。(に)(よ)

第12条 理事及び監事の推薦の基準は、役員会で定める。(ち)(よ)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。(に)(ち)(ぬ)(よ)

2 補欠により選任又は委嘱された役員任期は、前任者の残任期間とする。(よ)

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。(よ)

第14条 会長の補欠は常任理事会に諮って選任し、副会長の補欠は常任理事会に諮り、理事及び監事の補欠は支部長の推薦した者を副会長に諮り会長が委嘱する。(に)(ち)(よ)

第15条 本会に顧問及び相談役を置く。(い)(に)(よ)

2 顧問及び相談役は、常任理事会に諮り、会長が委嘱する。(に)(よ)

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。(に)(よ)

第16条 会長は、本会会務に参画させるため、会員の属する消防本部の職員の中から当該会員の了承を得て、参与に委嘱することができる。(に)(ち)(ぬ)(よ)

第17条 事務局に次の職員を置く。(に)(ろ)

- (1) 事務総長 1名(ろ)(か)
  - (2) 事務局次長 1名(ろ)(よ)
  - (3) 幹 事 若干名(うち常任幹事若干名)(よ)
  - (4) 主 事 若干名(ろ)
- 2 事務総長及び事務局次長は、常任理事会に諮り、会長が委嘱する。(ろ)(か)(よ)
- 3 幹事及び主事は、会長が委嘱する。(ろ)(ろ)(よ)
- 4 職員は、会長の定めるところに従い、会の事務に従事する。(よ)

第18条 本会の事業目的を達成するため、事業推進委員会を置く。(と)

2 事業推進委員会は、総会及び役員会における決議事項並びに事業計画に基づく諸事業の強力な推進

を図るとともに、諸情勢に対処して必要な措置、対策を推進するものとする。(イ)

3 事業推進委員会の組織、運営その他必要な事項は、役員会で定めるものとする。(ロ)(ハ)

第 18 条の 2 消防行政全般に係る問題及び複数の事業推進委員会に関連する緊急案件の措置を推進するため、消防問題検討会を置く。(ニ)

2 消防問題検討会の組織、運営その他必要な事項は、役員会で定めるものとする。(ハ)

第 19 条 本会は、特殊事案に対する消防対策その他の措置を推進するため、必要により特別委員会を置くことができる。(ニ)

2 特別委員会の組織、運営その他必要な事項は、役員会で定めるものとする。(ニ)

第 20 条 本会は、各地域と本会との有機的連絡提携を保つため、別表のとおり各支部を置く。(イ)

2 各支部は、支部区域内の消防の協力及び応援、事案の措置対策その他消防力の強化策に当たるものとする。(ロ)(ハ)(ニ)(イ)

3 支部に支部長を置く。(ロ)

4 支部長は、その支部に属する会員の互選により選任する。(ロ)(イ)

5 支部長は、支部を代表し、第 2 項の責に任ずる。(ロ)(イ)

6 支部の規約、役員その他必要な事項は、その支部に属する会員が定める。(ロ)

7 支部長は、前項により定めた規約及び役員の氏名を会長に報告するものとする。変更したときも同様とする。(ロ)(ニ)(イ)

第 21 条 本会は、支部区域内の都府県ごとに、都府県消防長会を置く。ただし、北海道支部については、別表に掲げる地区ごとに地区協議会を置く。(ロ)(イ)(イ)

2 都府県消防長会及び地区協議会（以下「県消防長会」という。）は、所属支部との連絡を緊密に保つて都府県内又は地区内の意見調整及び連絡にあたり、消防の協力及び応援、事案の措置対策その他消防力の強化策にあたるものとする。(ロ)(ハ)(ニ)(イ)(イ)

3 県消防長会に都府県会長又は地区会長（以下「県会長」という。）を置く。(イ)

4 県会長は、各県消防長会においてそれに属する会員の互選により選任し、支部長に報告するものとする。(イ)

5 県会長は、所属県消防長会を代表し、第 2 項の責に任ずる。(イ)

#### 第 4 章 会 議

第 22 条 会議は、総会、役員会及び常任理事会の 3 種類とし、会長が招集する。(イ)

第 23 条 総会は、毎年 1 回以上招集する。ただし、会員の 2 分の 1 以上から要求があった場合には会長は臨時に総会を招集しなければならない。(イ)(ロ)(ニ)(イ)

2 総会は、次の事項を議決するとともに、消防力の強化及び災害対策について協議研究する。ただし、会員の総意ある場合は、役員会をもって総会にかえることができる。(ロ)(ハ)(ニ)(イ)

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 規約の変更及び解散に関すること。

(4) 消防に関する重要懸案事項の解決及び能率挙揚の方策に関すること。(ロ)

(5) その他会長において必要と認めた事項に関すること。(ロ)

第 24 条 役員会は、必要の都度招集し、次の事項を議決する。(イ)(ロ)(ニ)(ロ)(イ)

(1) 総会に提出すべき議案及び研究事案に関すること。(ロ)

(2) 事業計画の実施運営に関すること。(ロ)

- (3) 懸案事項の推進処理方針及び措置対策に関すること。(k)(y)
- (4) 総会を招集する暇なきと認めた重要事案に関すること。(k)(y)
- (5) その他会長において必要と認めた事項に関すること。(k)

第25条 常任理事会は、必要の都度招集し、会務を審議するとともに、次の事項について議決する。

(k)(n)(y)

- (1) 事業計画の推進に関すること。
- (2) 総会提出議案の調整に関すること。(y)
- (3) 役員会を招集する暇なきと認めた緊急案件の措置推進に関すること。(y)
- (4) その他会長において必要と認めた事項に関すること。

第26条 会議には、会員たる消防長が出席するものとする。ただし、災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合、その他やむを得ない事情により消防長の出席が困難となった場合は、代理者を出席させることができる。(n)(y)(n)

2 議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。(y)(n)

## 第5章 会費及び会計

第27条 本会の経費は、会費及び寄附金をもってこれに充てる。(k)(n)(y)

第28条 会費は、毎年度9月30日までに納付するものとする。(k)(h)(n)(y)(n)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。(y)

2 経費に余剰を生じたときは、翌年度に繰越すものとする。(h)(n)

## 第6章 補 則

第30条 この規約に定めるもののほか、全国消防長会の運営に関し、必要な事項は、役員会の決議を経て、会長が別に定める。(h)

## 附 則

この規約は、平成25年6月27日から施行する。(h)

## 別表 (ち)(わ)(よ)

## 支 部 の 区 域

| 支部名   | 区 域                                      |
|-------|--|
| 北 海 道 | 道西地区、道南地区、道央地区、道北地区、道東地区                 |
| 東 北   | 青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県              |
| 関 東   | 群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県 |
| 東 海   | 愛知県、岐阜県、三重県                              |
| 東 近 畿 | 富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県             |
| 近 畿   | 大阪府、兵庫県                                  |
| 中 国   | 岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県                      |
| 四 国   | 香川県、徳島県、愛媛県、高知県                          |
| 九 州   | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県         |



課長 補佐 係長 主任 係員

經理係



全消発第124号  
平成25年9月2日

94901  
延岡市消防本部  
消防長 殿

金額について  
確認をお願いします。 12-6

全国消防長会  
事務総長 坂井秀司  
(公印省略)

平成26年度全国消防長会会費額の確認について(依頼)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の運営につきましては、平素から格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年度本会会費額を別添え会費算出基準により下記のとおり算出いたしましたので精査していただき、市町別・職員条例定数・管内人口の異動等により算出額が異なる場合は、別記様式により平成25年9月30日までに本会事務局あてご通知くださいますようお願いいたします。

記

全国消防長会会費額 **¥205,600**—

内 訳

- |                |            |           |
|----------------|------------|-----------|
| 1 平等割 (市又は町該当) |            | ¥27,000—  |
| 2 定員割 (職員定数    | 170 人)     | ¥22,100—  |
| 3 人口割 (国勢調査人口  | 131,182 人) | ¥156,500— |

算出に当たっての職員定数・国勢調査人口は平成25年4月1日付消防現勢等調査の回答に基づいています。

問い合わせ先  
財務課 針谷・上田  
TEL 03-3234-1321  
FAX 03-3234-1847



**広域化しない消防本部へ適用する会費の現行会費算出基準**  
(会費＝平等割＋定員割＋人口割)

**【平成 25 年 4 月 1 日以降の経過措置】**

**1 平等割**

市：27,000円

町：17,000円

**2 定員割**

定員1人当たり：130円

**3 人口割(管轄区域内人口)**

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 3万人未満の市町.....          | 47,600円    |
| 3万人以上5万人未満の市町.....     | 90,500円    |
| 5万人以上10万人未満の市町.....    | 124,400円   |
| 10万人以上15万人未満の市町.....   | 156,500円   |
| 15万人以上20万人未満の市町.....   | 200,700円   |
| 20万人以上30万人未満の市町.....   | 261,600円   |
| 30万人以上40万人未満の市町.....   | 316,900円   |
| 40万人以上50万人未満の市町.....   | 405,300円   |
| 50万人以上100万人未満の市町.....  | 586,800円   |
| 100万人以上150万人未満の市町..... | 940,100円   |
| 150万人以上200万人未満の市町..... | 1,143,900円 |
| 200万人以上250万人未満の市町..... | 1,348,800円 |
| 250万人以上300万人未満の市町..... | 1,482,600円 |
| 300万人以上500万人未満の市町..... | 2,347,000円 |
| 500万人以上の都市.....        | 4,770,200円 |

- (注) 1 会費は事業年度の4月1日に存する消防本部に請求する。
- 2 定員は、会費請求年度の前年の4月1日現在における当該市町村条例で定める消防職員(事務吏員、雇傭員を含む)の定員数とする。ただし、前年4月2日から翌4月1日までに消防本部の管轄区域の変更により、消防職員の条例定数に変更が生じた場合は、当該変更時の条例に定める定員数とする。定員割の総額において100円未満は切捨てる。
- 3 人口は、地方自治法第254条の規定による人口。ただし、地方自治法施行令第177条第1項の規定に該当する市町村については都道府県知事の告示した人口によるものとする。
- 4 中途加入市町村については、加入時の消防現勢を基準資料とする。
- 5 消防組合については、市が加入するものにあつては「市」、町村のみが加入するものにあつては「町」とみなしてこの基準を適用する。

## 広域化した消防本部へ適用する会費の暫定算出基準

(会費＝平等割＋定員割＋人口割)

### 【平成 25 年 4 月 1 日以降の経過措置】

#### 1 均等割（消防本部単位）

市：27,000円

町：17,000円

#### 2 定員割

定員1人当たり130円とする。

#### 3 人口割（管轄区域内人口）

消防本部管轄区域の市町村人口数を人口割の算出基準に当てはめて金額を算出する。ただし、暫定算出基準額が広域化前における各消防本部の算出基準額の合算額（以下「合算額」という。）を超える場合には、合算額を上限とする。

##### 【人口割の算出基準】

|                |            |
|----------------|------------|
| 3万人未満          | 47,600円    |
| 3万人以上5万人未満     | 90,500円    |
| 5万人以上10万人未満    | 124,400円   |
| 10万人以上15万人未満   | 156,500円   |
| 15万人以上20万人未満   | 200,700円   |
| 20万人以上25万人未満   | 261,600円   |
| 25万人以上30万人未満   | 340,000円   |
| 30万人以上35万人未満   | 391,000円   |
| 35万人以上40万人未満   | 453,500円   |
| 40万人以上45万人未満   | 498,800円   |
| 45万人以上50万人未満   | 508,700円   |
| 50万人以上60万人未満   | 569,700円   |
| 60万人以上70万人未満   | 621,500円   |
| 70万人以上80万人未満   | 714,700円   |
| 80万人以上90万人未満   | 800,400円   |
| 90万人以上100万人未満  | 968,400円   |
| 100万人以上150万人未満 | 1,007,000円 |
| 150万人以上200万人未満 | 1,246,800円 |
| 200万人以上250万人未満 | 1,443,200円 |
| 250万人以上300万人未満 | 1,586,300円 |
| 300万人以上500万人未満 | 2,440,800円 |
| 500万人以上        | 4,884,600円 |

(別記様式)

平成 年 月 日

全国消防長会事務総長  
(一財)全国消防協会理事

坂井秀司殿

コード番号

消防本部(局)

消防長

(公印省略)

平成26年度全国消防長会会費額、(一財)全国消防協会負担金額の確認について(回報)

会費額の確認結果は、下記のとおりです。

記

| 項目                              | 25年4月1日現在    | 変更後の内容      | 広域再編等の内容・予定年月日等                     |
|---------------------------------|--------------|-------------|-------------------------------------|
| 平等割                             | 市<br>町<br>円  | 市<br>町<br>円 | (平成26年4月1日までの広域化等の状況をできる限り記入してください) |
| 人口割                             | 名<br>円       | 名<br>円      |                                     |
| 定員割                             | 名<br>円       | 名<br>円      |                                     |
| その他<br>(本部名・所在地に変更があればお知らせ下さい。) | 新本部名<br>新所在地 |             |                                     |
| 担当者                             | 課            | 係 氏名        | TEL                                 |

注1 人口は、平成22年10月国勢調査時の人口、定員は、会費請求年度の前年の4月1日現在における当該市町村条例で定める消防職員(事務吏員、雇用員を含む)の定員数とする。ただし、前年4月2日から翌4月1日までに消防本部の管轄区域の変更により、消防職員の条例定数に変更が生じた場合は、当該変更時の条例に定める定員数とする。

注2 変更の無い場合は、回報不要です。一般財団法人全国消防協会負担金額はこの回報内容で金額を再計算いたします。

# 平成 22 年国勢調査 延岡市の概要

総務課  
資料

## 1. 人口総数

平成 22 年国勢調査による延岡市の総人口は、131,182 人で、男性が 61,457 人 (46.8%)、女性が 69,725 人 (53.2%) でした。

平成 22 年国勢調査による 10 月 1 日現在の延岡市の総人口は、131,182 人で、平成 17 年に比べ、4,000 人 (△3.0%) 減少しています。延岡市の人口は、昭和 55 年までは、ほぼ増加をしてきましたが、昭和 60 年以降は、人口の減少が続いています。

人口を男女別にみると、男性が 61,457 人、女性が 69,725 人で、女性の方が 8,268 人多くなっています。

世帯数は、52,454 世帯で、平成 17 年と比べると、150 世帯 (0.3%) 増加しています。世帯数は、大正 9 年以降、毎年増加を続けていますが、1 世帯当たりの人員は減少を続けており、平成 22 年国勢調査では、2.50 人となっています。

### 延岡市の国勢調査人口の推移 (大正 9 年～平成 22 年)

各年 10 月 1 日

| 年次     | 世帯数    |         |         |        |        | 対前回増減率 (%) |       | 1 世帯当<br>たり人員 |
|--------|--------|---------|---------|--------|--------|------------|-------|---------------|
|        |        | 総数      | 人口増減数   | 男      | 女      | 世帯         | 人口    |               |
| 大正 9 年 | 13,614 | 69,114  | ...     | 34,757 | 34,357 | ...        | ...   | 5.08          |
| 14     | 14,146 | 72,886  | 3,772   | 36,940 | 35,946 | 3.9        | 5.5   | 5.15          |
| 昭和 5 年 | 15,186 | 81,121  | 8,235   | 40,984 | 40,137 | 7.4        | 11.3  | 5.34          |
| 10     | 20,675 | 114,251 | 33,130  | 57,676 | 56,575 | 36.1       | 40.8  | 5.53          |
| 15     | 21,705 | 117,271 | 3,020   | 57,605 | 59,666 | 5.0        | 2.6   | 5.40          |
| 22     | 22,827 | 116,196 | △ 1,075 | 56,607 | 59,589 | 5.2        | △ 0.9 | 5.09          |
| 25     | 25,476 | 132,859 | 16,663  | 64,543 | 68,316 | 11.6       | 14.3  | 5.22          |
| 30     | 28,882 | 146,716 | 13,857  | 72,128 | 74,588 | 13.4       | 10.4  | 5.08          |
| 35     | 33,205 | 151,800 | 5,084   | 73,901 | 77,899 | 15.0       | 3.5   | 4.57          |
| 40     | 36,114 | 148,662 | △ 3,138 | 70,905 | 77,757 | 8.8        | △ 2.1 | 4.12          |
| 45     | 39,326 | 149,567 | 905     | 71,197 | 78,370 | 8.9        | 0.6   | 3.80          |
| 50     | 43,276 | 153,432 | 3,865   | 73,172 | 80,260 | 10.0       | 2.6   | 3.55          |
| 55     | 46,759 | 154,881 | 1,449   | 73,655 | 81,226 | 8.0        | 0.9   | 3.31          |
| 60     | 47,996 | 153,835 | △ 1,046 | 72,794 | 81,041 | 2.6        | △ 0.7 | 3.21          |
| 平成 2 年 | 48,439 | 146,989 | △ 6,846 | 68,974 | 78,015 | 0.9        | △ 4.5 | 3.03          |
| 7      | 49,722 | 141,751 | △ 5,238 | 66,674 | 75,077 | 2.6        | △ 3.6 | 2.85          |
| 12     | 51,421 | 139,176 | △ 2,575 | 65,449 | 73,727 | 3.4        | △ 1.8 | 2.71          |
| 17     | 52,304 | 135,182 | △ 3,994 | 63,214 | 71,968 | 1.7        | △ 2.9 | 2.58          |
| 22     | 52,454 | 131,182 | △ 4,000 | 61,457 | 69,725 | 0.3        | △ 3.0 | 2.50          |

※ 各年とも合併後の三北を合計した新延岡市の数字

課長 補佐 係長 主任 主任 係員

經理係

全消協第110号  
平成25年9月2日

94901  
延岡市消防本部  
消防長 殿

金額1,217  
確認  
お願...  
H.6  
同部...  
不

一般財団法人 全国消防協会  
業務理事 坂井秀司  
( 印 章 省 略 )

平成26年度一般財団法人全国消防協会負担金額の確認について(依頼)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の運営につきましては、平素から格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年度本会負担金額を別添え負担金算出基準により下記のとおり算出いたしましたので精査していただき、市町別・職員条例定数・管内人口の異動等により算出額が異なる場合は、別記様式により平成25年9月30日までに本会事務局あてご通知くださいますようお願いいたします。

記

一般財団法人全国消防協会負担金額 **¥75,100**—

内 訳

|       |                     |          |
|-------|---------------------|----------|
| 1 平等割 |                     | ¥5,400—  |
| 2 本部割 | (職員定数 170 人 × 26円)  | ¥4,420—  |
| 3 人口割 | (管内人口により算出)         | ¥31,300— |
| 4 会員割 | (職員定数 170 人 × 200円) | ¥34,000— |

(百円未満切り捨て)

算出に当たっての職員定数・国勢調査人口は平成25年4月1日付消防現勢等調査の回答に基づいています。

問い合わせ先  
財務課 針谷・上田  
TEL 03-3234-1321  
FAX 03-3234-1847



# 一般財団法人全国消防協会会員に関する規程

制定 平成24年4月1日

改正 平成25年4月1日(い)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全国消防協会（以下「協会」という。）定款第51条第2項の規定に基づき、一般財団法人全国消防協会会員（以下「会員」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、次によるものとする。

- (1) 会員 消防職員
- (2) 賛助会員 本協会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た団体又は個人
- (3) 特別会員 学識経験者及び本協会の事業に密接な関係を有する者

(負担金)

第3条 会員の負担金は、別紙1のとおりとする。ただし、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの措置として、平成25年4月1日以降に広域化した消防本部については、別紙2を適用するものとする。なお、特別会員については、この限りではない。(い)

2 負担金は、毎年度9月30日までに納付するものとする。ただし、特別の事情により納付できない場合には、あらかじめ理事会の承認を得てその定めるところによるものとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の登記日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成23年6月7日理事会及び評議員会決議）

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成24年10月30日通常理事会及び臨時評議員会決議）

## 別紙 1

### 負担金算出基準

(負担金 = 平等割 + 本部割 + 人口割 + 会員割)

#### 1 会員

##### (1) 平等割

市：5,400円

町：3,400円

##### (2) 本部割

定員1人当たり：26円

##### (3) 人口割(管轄区域内人口)

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 3万人未満の市町          | 9,520円   |
| 3万人以上5万人未満の市町     | 18,100円  |
| 5万人以上10万人未満の市町    | 24,880円  |
| 10万人以上15万人未満の市町   | 31,300円  |
| 15万人以上20万人未満の市町   | 40,140円  |
| 20万人以上30万人未満の市町   | 52,320円  |
| 30万人以上40万人未満の市町   | 63,380円  |
| 40万人以上50万人未満の市町   | 81,060円  |
| 50万人以上100万人未満の市町  | 117,360円 |
| 100万人以上150万人未満の市町 | 188,020円 |
| 150万人以上200万人未満の市町 | 228,780円 |
| 200万人以上250万人未満の市町 | 269,760円 |
| 250万人以上300万人未満の市町 | 296,520円 |
| 300万人以上500万人未満の市町 | 469,400円 |
| 500万人以上の都市        | 954,040円 |

##### (4) 会員割

定員×200円

#### 2 賛助会員

1口50,000円とし、2口以上とする。

注1 負担金は、事業年度の4月1日に存する消防本部に請求する。

注2 定員は、負担金請求年度の前年の4月1日現在における当該市町村条例で定める消防職員（事務吏員、雇傭員を含む）の定員数とする。ただし、前年4月2日から翌4月1日までに消防本部の管轄区域の変更により、消防職員の条例定数に変更が生じた場合は、当該変更時の条例に定める定員数とする。

注3 人口は、地方自治法第254条の規定による人口とする。ただし、地方自治法施行令第177条第1項の規定に該当する市町村については、都道府県知事の告示した人口によるものとする。

注4 中途加入市町村については、加入時の消防現勢（全国消防長会刊行）を基準資料とする。

注5 消防組合については、市が加入するものにあつては「市」、町村のみが加入するものにあつては「町」とみなしてこの基準を適用する。

注6 負担金の総額において100円未満は切捨てる。



## 別紙2

### 平成25年4月1日以降に広域化した消防本部へ適用する負担金算出基準 (負担金=平等割+本部割+人口割+会員割)

#### 1 会員

##### (1) 平等割

市：5,400円

町：3,400円

##### (2) 本部割

定員1人当たり：26円

##### (3) 人口割(管轄区域内人口)

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 3万人未満の市町          | 9,520円   |
| 3万人以上5万人未満の市町     | 18,100円  |
| 5万人以上10万人未満の市町    | 24,880円  |
| 10万人以上15万人未満の市町   | 31,300円  |
| 15万人以上20万人未満の市町   | 40,140円  |
| 20万人以上25万人未満の市町   | 52,320円  |
| 25万人以上30万人未満の市町   | 68,000円  |
| 30万人以上35万人未満の市町   | 78,200円  |
| 35万人以上40万人未満の市町   | 90,700円  |
| 40万人以上45万人未満の市町   | 99,760円  |
| 45万人以上50万人未満の市町   | 101,740円 |
| 50万人以上60万人未満の市町   | 113,940円 |
| 60万人以上70万人未満の市町   | 124,300円 |
| 70万人以上80万人未満の市町   | 142,940円 |
| 80万人以上90万人未満の市町   | 160,080円 |
| 90万人以上100万人未満の市町  | 193,680円 |
| 100万人以上150万人未満の市町 | 201,400円 |
| 150万人以上200万人未満の市町 | 249,360円 |
| 200万人以上250万人未満の市町 | 288,640円 |
| 250万人以上300万人未満の市町 | 317,260円 |
| 300万人以上500万人未満の市町 | 488,160円 |
| 500万人以上の都市        | 976,920円 |

##### (4) 会員割

定員×200円

#### 2 賛助会員

1口50,000円とし、2口以上とする。

注1 負担金は、事業年度の4月1日に存する消防本部に請求する。

注2 定員は、負担金請求年度の前年の4月1日現在における当該市町村条例で定める消防職員(事務吏員、雇傭員を含む)の定員数とする。ただし、前年4月2日から翌4月1日までに消防本部の管轄区域の変更により、消防職員の条例定数に変更が生じた場合は、当該変更時の条例に定める定員数とする。

注3 人口は、地方自治法第254条の規定による人口とする。ただし、地方自治法施行令第177条第1項の規定に該当する市町村については、都道府県知事の告示した人口によるものとする。

注4 中途加入市町村については、加入時の消防現勢(全国消防長会刊行)を基準資料とする。

注5 消防組合については、市が加入するものにあつては「市」、町村のみが加入するものにあつては「町」とみなしてこの基準を適用する。

注6 負担金の総額において100円未満は切捨てる。

(別記様式)

平成 年 月 日

全国消防長会事務総長  
(一財)全国消防協会理事

坂井秀司殿

コード番号

消防本部(局)

消防長

(公印省略)

平成26年度全国消防長会会費額、(一財)全国消防協会負担金額の確認について(回報)

会費額の確認結果は、下記のとおりです。

記

| 項目                              | 25年4月1日現在    | 変更後の内容      | 広域再編等の内容・予定年月日等                     |
|---------------------------------|--------------|-------------|-------------------------------------|
| 平等割                             | 市<br>町<br>円  | 市<br>町<br>円 | (平成26年4月1日までの広域化等の状況をできる限り記入してください) |
| 人口割                             | 名<br>円       | 名<br>円      |                                     |
| 定員割                             | 名<br>円       | 名<br>円      |                                     |
| その他<br>(本部名・所在地に変更があればお知らせ下さい。) | 新本部名<br>新所在地 |             |                                     |
| 担当者                             | 課            | 係 氏名        | TEL                                 |

注1 人口は、平成22年10月国勢調査時の人口、定員は、会費請求年度の前年の4月1日現在における当該市町村条例で定める消防職員(事務吏員、雇用員を含む)の定員数とする。ただし、前年4月2日から翌4月1日までに消防本部の管轄区域の変更により、消防職員の条例定数に変更が生じた場合は、当該変更時の条例に定める定員数とする。

注2 変更の無い場合は、回報不要です。一般財団法人全国消防協会負担金額はこの回報内容で金額を再計算いたします。